



発行 新潟県

第71号

令和7年9月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 855 軽油引取税の免税証の亡失届出（税務課）
856 救急病院等の指定（地域医療政策課）
857 救急病院等の指定（地域医療政策課）
858 救急病院等の指定（地域医療政策課）
859 知事指定薬物の指定の失効（感染症対策・薬務課）
860 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新（食品・流通課）
861 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新（食品・流通課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第855号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
50 リットル	N02244453	1	新潟市北区太夫浜1933-3 有限会社 金田燃料店 本店給油所
100 リットル	N02244460	1	

◎新潟県告示第856号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟市民病院

- 2 所在地 新潟市中央区鐘木463番地7
3 有効期間 令和7年11月1日から
令和10年10月31日まで

◎新潟県告示第857号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称 県立加茂病院
2 所在地 加茂市青海町1丁目9番1号
3 有効期間 令和7年11月14日から
令和10年11月13日まで

◎新潟県告示第858号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称 長岡西病院
2 所在地 長岡市三ツ郷屋町371番地1
3 有効期間 令和7年12月1日から
令和10年11月30日まで

◎新潟県告示第859号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-1-ベンゾイル-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1Bz-LSD）及びその塩類
(2) tert-ブチル 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]インドール-1-カルボキシレート（通称名：NBoc-DMT、NB-DMT）及びその塩類
(3) (4S, 5S)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R, 5R)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン（通称名：4F-4-MAR、4-fluoro-4-Methylaminorex、para-fluoro-4-methylaminorex、4F-MAR、4-FPO）及びそれらの塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和7年9月8日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第860号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15031	登録年月日	平成17年9月9日				
登録検査機関の名称	株式会社吉兆楽						
代表者氏名	代表取締役 北本 健一郎						
主たる事務所の所在地	新潟県南魚沼市中203番地1						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	北本 健一郎	玄 米	K1517170				
備 考	略称『(株)吉兆楽』 令和7年9月9日 登録更新。						

◎新潟県告示第861号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15032	登録年月日	平成17年9月9日				
登録検査機関の名称	新和商事株式会社						
代表者氏名	代表取締役 櫻井 貫						
主たる事務所の所在地	新潟県南魚沼市坂戸485番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	北村 稔 上村 昇司	玄 米 玄 米	K1517171 K1521044				
備 考	略称『新和商事(株)』 令和7年9月9日 登録更新。						

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 新長岡ショッピングセンター
 所在地 長岡市古正寺1丁目249-1
 設置者 イオンリテール株式会社
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
 （変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他17者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他10者

3 変更年月日

(1) 令和7年3月1日

(2) 令和7年3月1日 他

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため。

(2) 小売業を行う者の社名・住所・代表者の変更と、入替による退店及び出店のため。

5 届出年月日

令和7年8月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年9月9日から令和8年1月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオン県央ショッピングセンター

所在地 燕市井土巻3丁目65番地

設置者 イオンリテール株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他12者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他8者

3 変更年月日

(1) 令和7年3月1日

(2) 令和7年3月1日 他

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため。

(2) 小売業を行う者の社名・住所・代表者の変更と、入替による退店及び出店のため。

5 届出年月日

令和7年8月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年9月9日から令和8年1月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオンリテール株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他29者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 他20者

3 変更年月日

(1) 令和7年3月1日

(2) 令和7年3月1日 他

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため。

(2) 小売業を行う者の社名・住所・代表者の変更と、入替による退店及び出店のため。

5 届出年月日

令和7年8月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年9月9日から令和8年1月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンスタイル新発田中田

所在地 新発田市中田町3丁目1324 外

設置者 イオンリテール株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更年月日

(1) 令和7年3月1日

(2) 令和7年3月1日

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため。

(2) 小売業を行う者の代表者変更のため。

5 届出年月日

令和7年8月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年9月9日から令和8年1月9日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 長岡マーケットモール

所在地 長岡市古正寺町字中割203 外

設置者 福田アセット&サービス株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エスエフシーアール 代表取締役 岡宮 芳和 長野県長野市川中島町今井384番地
他1者

(変更後) 株式会社シューマート 代表取締役 五明 誠司 長野県長野市川中島町上氷鉋1685番地13
他1者

3 変更年月日

令和7年8月1日 他

- 4 変更の理由
小売業を行う者の移転・吸収合併・社名変更・代表者の変更が生じたため。
- 5 届出年月日
令和7年8月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年9月9日から令和8年1月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コンパスタウン上越インター
所在地 上越市大字上源入字轡田129番地24 外
設置者 株式会社ナルス
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和7年4月30日
- 3 意見の概要
(1) 上越市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和7年9月9日から令和7年10月9日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信マーケットシティ村上
所在地 村上市上助淵字東山886番地5 外
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和7年4月30日

3 意見の概要

(1) 村上市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年9月9日から令和7年10月9日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 はれまちショッピングセンター

所在地 上越市土橋2603番地 外

設置者 Jマテ、ランドコム株式会社 他2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年4月30日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年9月9日から令和7年10月9日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 トーア・ショッピングセンター

所在地 長岡市今朝白2丁目5番15号

設置者 株式会社東亜

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年4月30日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和7年9月9日から令和7年10月9日まで